

合併協議会だより

最後の合併協議会を犬飼町で開催

平成15年3月8日に第1回合併協議会を開催して以降3年間にわたる合併協議を重ねてきましたが、平成17年3月3日、その最後となる第26回合併協議会を犬飼町で開催しました。

この間の皆様の御支援と御協力に深く感謝申し上げます。



大野郡5町2村合併協議会が解散

合併の前日(3月30日)をもって本協議会が解散することが確認されました。

2005

第24号

最終号

平成17年3月

第26回合併協議会

第26回合併協議会が3月3日、犬飼町中央公民館で開催され、「農業委員選挙区定数」、「大野郡5町2村合併協議会の廃止」及び「主な合併準備調整項目」について報告がありました。



あいさつをする山村昭三犬飼町長

農業委員選挙区定数について

協定項目第7号で「選挙区の定数については、おおむね選挙人の数に比例して算出されたものとする。」と確認されています。今回、平成17年1月1日現在の選挙人の数によって選挙区毎の委員数を算出しました。その結果、協定項目が確認された際に試算した人数（三重町5人、清川村2人、緒方町7人、朝地町4人、大野町6人、千歳村3人、犬飼町3人の合計30人）と変更はありませんでした。

大野郡5町2村合併協議会の廃止について

合併協議会の廃止については、設置の協議と同様に議会の議決が必要となります。本日の合併協議会で、各町村の3月定例議会に協議会の廃止に係る協議の議案を上程したことが報告されました。

大野郡5町2村合併協議会の廃止に関する協議書
合併に関する協議の終了に伴い、地方自治法第252条の6の規定により、平成17年3月30日をもって大野郡5町2村合併協議会を廃止する。

主な合併準備調整項目について

これまでに調整された約2600項目のうち「合併まで調整する、統一する」という協定項目について、紹介します。

ほだ木造成緊急支援事業について

- ・新市において、県の要綱に基づき実施する。

農業振興関係事業について

- ・集落営農確立型水田農業推進事業、大分の茶産業確立体制整備事業、環境にやさしい葉たばこ産地育成事業、園芸産地改革促進生産対策事業等は新市においても実施する。

認定農業者の経営改善認定基準について

- ・認定基準を定め、豊後大野市において早急に策定する地域農業マスタープランに反映する。
 - (1) 年間労働時間 2,000時間以内
 - (2) 年間所得金額 530万円以上
 - (3) 年齢 目標年次において経営改善が達成できる農業者

農業土木関係分担金賦課する基準について

- ・新市において継続認定された事業は現行どおりとする。
- ・耕地災害復旧事業については新市において、上限を10%とする。(国庫補助対象事業内)

下水道・農業集落排水事業の新設等の費用負担について

- ・排水設備の新設等に要する費用は当該新設等をする者の負担とする。
(注) 排水設備とは汚水を施設に流入させるために必要な排水管、その他の排水施設で使用者が管理する物をいう。

成人式について

- ・対象年齢については、平成17年度を昭和60年4月2日から昭和61年4月1日生まれとし、平成18年度以降も同様とする。また、対象の範囲については、豊後大野市に住所を有する者または豊後大野市出身者とする。実施内容については、記念式典にあわせて、講演会等を開催し、新成人への意識啓発を行う。

市町村合併に伴う住所表示変更に係る手続き一覧表

分類	項目	該当者	住所変更等の手続き		窓口等	
			要・不要	手続きの方法等		
市民生活	住民票・戸籍	住所・本籍が市内にある方	不要	○住所変更の手続きは必要ありません。	豊後大野市役所・各支所	
	印鑑登録証	印鑑登録をされている方	不要	○住所変更の手続きは必要ありませんが、カード式になりますので窓口で現在使用している手帳と引き換え交付します。		
	外国人登録証明書	外国人登録をされている人	不要	○住所変更の手続きは必要ありません。		
	国民健康保険被保険者証	被保険者証等をお持ちの方	不要	○住所変更の手続きは必要ありません。新しい被保険者証等は、新市発足までに郵送します。ただし、国保税の未納の方は窓口交付となる場合があります。		
	国民健康保険標準負担額減額認定証					
	国民健康保険特定疾病療養受療証					
	国民健康保険高齢者受給者証					
	政府管掌健康保険被保険者証	被保険者証をお持ちの方	不要	○住所変更の手続きは必要ありません。なお、健康保険被保険者証の被保険者の住所欄は、御自身で訂正してください。	大分社会保険事務所(097-552-1211)	
	国民年金・厚生年金	国民年金被保険者及び国民年金・厚生年金の受給者	不要	○住所変更の手続きは必要ありません。		
	老人保健医療受給者証	受給者証等をお持ちの方	不要	○住所変更の手続きは必要ありません。新しい被保険者証は、新市発足までに郵送します。	豊後大野市役所・各支所	
	老人医療の限度額適用、標準負担額減額認定証					
老人医療の特定疾病受療証						
保育所(園)、小学校、中学校への住所変更の手続き	在学者等	不要	○豊後大野市立の保育所(園)、幼稚園、小学校、中学校については、住所変更の手続きは必要ありません。	豊後大野市教育委員会・各支局		
犬の飼い主の住所	犬の登録をされている方	不要	○住所変更の手続きは必要ありません。	豊後大野市役所・各支所		
妊婦一般健康診査受診票	受診票をお持ちの方	不要	○住所変更の手続きは必要ありません。			
福祉	乳幼児医療費受給者証	受給者証をお持ちの方	不要	○住所変更の手続きは必要ありません。新しい受給者証は新市発足までに郵送します。	豊後大野市役所内(福祉事務所)・各支所	
	精神障害者保健福祉手帳	手帳をお持ちの方	不要	○住所変更の手続きは必要ありません。○変更を希望される方は、合併後に窓口で手続きができます		
	精神障害者通院医療費公費負担患者票	患者票をお持ちの方	不要	○住所変更の手続きは必要ありません。更新時に新しい住居表示になります。		
	療育手帳	手帳をお持ちの方	不要	○住所変更の手続きは必要ありません。変更を希望される方は、手帳記載事項の変更手続きを行ってください。		
	身体障害者手帳	手帳をお持ちの方	不要	○住所変更の手続きは必要ありません。		
	障害者福祉手当 特別障害者手当 福祉手当	手当を受給されている方	不要	○住所変更の手続きは必要ありません。		※ 県の機関であった三重福祉事務所は、平成17年度より組織が改正され、豊後大野市福祉事務所へ業務移管されます。
	重度心身障害者医療費受給者証	受給者証をお持ちの方	不要	○住所変更の手続きは必要ありません。現在お持ちの受給者証は、そのまま御利用いただけます。切り替え時点で新しい住所を記載した受給者証を発行します。		
	母子家庭等医療費受給者証					
	母子手帳	手帳をお持ちの方	不要	○住所変更の手続きは必要ありません。		
	母子寡婦福祉資金貸付金	貸付を受けている方	不要	○住所変更の手続きは必要ありません。	大分県庁 子育て支援課(097-536-1111)	
	児童手当	手当の受給者	不要	○住所変更の手続きは必要ありません。	豊後大野市役所内(福祉事務所)・各支所	
	児童扶養手当(証書を含む)		不要			
	特別児童扶養手当(証書を含む)		不要			
戦傷病者手帳	手帳をお持ちの方	不要	○住所変更の手続きは必要ありません。	大分県庁 高齢者福祉課(097-536-1111)		

市町村合併に伴う住所表示変更に係る手続き一覧表

分類	項目	該当者	住所変更等の手続き		窓口等
			要・不要	手続きの方法等	
福祉	介護保険被保険者証	被保険者証をお持ちの方	不要	○住所変更の手続きは必要ありません。新しい被保険者証は、郵送します。	豊後大野市福祉事務所（豊後大野市役所内） 又は各支所
	介護保険標準負担額減額認定証	認定証をお持ちの方	不要	○住所変更の手続きは必要ありません。新しい認定証は、郵送します。	
	介護保険特定標準負担額減額認定証（特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する認定証）				
	介護保険利用者負担額減額・免除等認定証（特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する認定証）				
訪問介護利用者負担額減額認定証（法施行時の訪問介護利用者等の利用者負担額軽減措置）					
税務	自動車税に係る住所表示の変更届	自動車の所有者	不要	○住所変更の手続きは必要ありません。	竹田県税事務所 (0974-62-2178)
	個人事業の異動届	個人事業者	不要	○住所変更の手続きは必要ありません。	
	法人の事業の異動届	県内に事務所等を有する法人	不要	○住所変更の手続きは必要ありません。	
	原動機付き自転車（125cc以下のバイク）及び小型特殊自動車の標識（ナンバープレート）と交付証明書	標識の交付を受けている方	不要	○住所変更の手続きは必要ありません。	豊後大野市役所・各支所
	確定申告	確定申告を行う方	不要	○住所変更の手続きは必要ありません。	三重税務署 (0974-22-1015)
登記	不動産（土地・建物登記簿）の所在	登記をされている方	不要	○所在変更の手続きは必要ありません。法務局において職権で変更します。なお、順次変更していきますので、詳細は最寄りの法務局にお尋ねください。	大分地方法務局 登記部門 (097-532-3342)
	不動産所有者、（根）抵当権者等の住所	登記をされている方	不要	○住所変更の手続きは必要ありません。○合併により所有者等の住所が変更した場合、旧町村名を新市名に読み替える規定があります。なお、登記簿の記載が旧住所のままで差し支えがある場合は、変更登記を申請してください。（非課税）	大分地方法務局 竹田支局 (0974-62-2315)
	会社等（商業・法人登記簿）の本店、主たる事務所の所在	登記をされている法人の代表者	不要	○所在変更の手続きは必要ありません。法務局において職権で変更します。	大分地方法務局 三重出張所 (0974-22-0273)
	会社等（商業・法人登記簿）の代表者の住所	登記をされている法人の代表者	不要	○住所変更の手続きは必要ありません。○合併により代表者等の住所が変更した場合、旧町村名を新市名に読み替える規定があります。なお、登記簿の記載が旧住所のままで差し支えがある場合は、変更登記を申請してください。（非課税）	
旅券	旅券（パスポート）	有効旅券所持者	不要	○住所変更の手続きは必要ありません。○旅券最終ページの「所持人記入欄」の現住所は御自分で訂正頂いて結構です。（見え消しで）○旅券の他のページに書き込みをすると旅券が無効となりますので注意してください。	県パスポートセンター (097-536-1786)
		旅券申請者	—	○旅券発給申請のために申請前6ヶ月以内に取得した住民票、戸籍謄（抄）本は合併前のものでも使用できます。（住民票は、県内に住民登録されている場合は住基ネットでの確認ができますので提出を省略することができます。）	大野地方振興局 パスポート窓口 (0974-22-1045)
警察	自動車保管場所証明	証明書の交付を受けている方	不要	○住所変更の手続きは必要ありません。	豊後大野警察署交通課

市町村合併に伴う住所表示変更に係る手続き一覧表

分類	項目	該当者	住所変更等の手続き		窓口等
			要・不要	手続きの方法等	
警察	安全運転管理者証 自動車運転代行業 認定証	証明書の交付を受けている方	不要	○住所変更の手続きは必要ありません。なお、書き換えを希望される方は、住所地を管轄する警察署で手続きができます。	豊後大野警察署交通課 (0974-22-2131)
	猟銃空気銃所持許可証 銃砲所持許可証 刀剣類所持許可証	許可証の交付を受けている方	要	○原則、住所変更の手続きが必要です。なお、手続きは、更新、一斉検査等の機会を利用して行うこともできます。	豊後大野警察署生活安全課 (0974-22-2131)
	自動車運転免許証	免許証をお持ちの方	不要	○免許証の更新時等に併せて行うことができます。	豊後大野警察署 (0974-22-2131) 又は運転免許試験場 (097-536-2131)
	自動車検査証	自動車の所有者及び使用者	不要	○原則として、住所変更の手続きは必要ありません。なお、住所変更を行わないと、車検証・証明書は旧住所での表示になります。	大分運輸支局 (登録部門) (097-558-2118)
農林	エコファーマー認定	エコファーマー認定者	不要	○住所変更の手続きは必要ありません。	大分県庁農産振興課 安全流通室 (097-536-1111)
	鳥獣捕獲許可証 従事者証 鳥獣飼養登録票 狩猟免許 狩猟者登録証	許可証等の所持者	不要	○住所変更の手続きは必要ありません。 ○更新時や変更許可申請時に併せて手続きを行ってください。	大分県庁林務管理課 (097-536-1111) 又は大野地方振興局 林業課 (0974-22-2140)
法人	宗教法人の事務所の所在地変更	宗教法人	要	○住所変更の手続きが必要です。 ○事務所の所在地変更届を提出してください。	大分県庁 県政情報課 (097-536-1111)
	特定非営利活動法人の認証	大分県知事の認証を受けている方	要	○住所変更の手続きが必要です。 ○定款における住所の変更を行い届け出てください。	大分県庁 県民活動支援室 (097-536-1111)
	農事組合法人の定款変更届	農事組合法人	不要	○住所変更の手続きは必要ありません。 ○法人の地区についての定款変更を行った場合は、届出を行う必要があります。	大野地方振興局 (0974-22-1045)
	社会福祉法人及び公益法人認可	同法人	不要	○住所変更の手続きは必要ありません。 ○定款変更時に併せて行ってください。	大分県庁 福祉保健企画課・健康対策課・高齢者福祉課・子育て支援課・障害福祉課 (097-536-1111)
	私立学校の学則(園則)変更	私立の小・中・高、幼稚園、専修学校、各種学校	要	○住所変更の手続きが必要です。 ○学則(園則)変更届を出してください。	大分県庁 青少年・学事課私学振興室 (097-536-1111)
	医療法人の定款(寄附行為)変更認可申請	医療法人	要	○住所変更の手続きが必要です。 ○定款(寄附行為)記載の住所地の変更申請を行ってください。	大分県庁 医療事業課 (097-536-1111) 又は 大野県民保健福祉センター (旧三重保健所) (0974-22-0162)
	病院・診療所等許可指令書 薬局・医薬品販売業許可証	病院・診療所等 許可証の交付を受けている方	不要	○住所変更の手続きは必要ありません。 ○住所変更の手続きは必要ありません。	
郵政	郵便番号	全市民	—	○郵便番号は合併前と同じです。	各郵便局
	簡易保険	簡易保険の契約者	不要	○住所変更の手続きは必要ありません。なお、住所変更を希望される方は、郵便局の窓口で手続きができます。	
	郵便貯金通帳	通帳をお持ちの方	不要		
電話	電話番号	電話加入契約を行っている方	—	○電話番号は合併前と同じです。	NTT西日本 (局番なしの「116」)
	電話加入契約等	電話加入に関する契約を行っている方 (電話帳に掲載されている住所)	不要	○住所変更の手続きは必要ありません。	
金融 保険	預金通帳、定期預金証書、キャッシュカード等	預金者等の皆さん	要	○詳細については、各金融機関に確認してください。	各金融機関
	各種有価証券・生命保険証書等	株式等の有価証券所有者、生命保険・損害保険等の加入者	要	○各社とも対応が異なりますので、詳細については、各窓口へ確認してください。	各規約等に定める窓口 各保険会社等

市町村合併に伴う住所表示変更に係る手続き一覧表

分類	項目	該当者	住所変更等の手続き		窓口等
			要・不要	手続きの方法等	
営業	水道法に係る水道事業経営認可申請	申請をされている方	要	○住所変更の手続きが必要です。 ○水道事業経営廃止許可申請を提出したうえで改めて新市名で経営認可申請を行う必要があります。	大野県民保健福祉センター (旧三重保健所) (0974-22-0162)
	水道法に係る専用水道布設工事確認申請	申請をされている方	要	○住所変更の手続きが必要です。 ○設置者は、記載事項の変更届を提出する必要があります。	
	電気工事業登録証	登録済み事業者	不要	○住所変更の手続きは必要ありません。 ○更新時や変更届出時に併せて手続きを行ってください。	大野地方振興局地方振興課 (旧企画商工課) (0974-22-1045)
	建設業の許可	許可を受けている方	要	○大字以降の変更があれば、住所変更の手続きが必要です。変更届を提出してください。 ○市町村コードのみの変更手続きは必要ありません。	三重土木事務所 (0974-22-1056)
	浄化槽工事業の登録・(特例浄化槽工事業者)届出	登録又は届出をされている方	不要	○住所変更の手続きは必要ありません。	大分県庁 土木建築企画課 (097-536-1111)
	建築士事務所登録	事務所の開設者	不要	○住所変更の手続きは必要ありません。 ○次期更新時には、新住所で手続きを行ってください	大分県庁建築住宅課指導審査係 (097-536-1111) 又は三重土木事務所 (0974-22-1056)
	食品の営業許可	食品の営業許可を受けている方	不要	○住所変更の手続きは必要ありません。なお、書き換えを希望される方は、管轄の保健所で手続きができます。	
	理容所・美容所・クリーニング所の位置等の届出	届出をされている方	不要	○住所変更の手続きは必要ありません。なお、検査済証の書き換えを希望される方は、管轄の保健所で手続きができます。	大野県民保健福祉センター (旧三重保健所) (0974-22-0162)
文化財等	旅館業、公衆浴場、興行場の営業許可	許可を受けている方	不要	○住所変更の手続きは必要ありません。なお、許可証の書き換えを希望される方は、管轄の保健所で手続きができます。	
	県指定の史跡・名称・天然記念物等の土地の所在等の異動	所有者	要	○住所変更の手続きが必要です。 ○所定の様式で届出てください。	大分県教育庁文化課 文化財管理係 (097-536-1111)

合併協議会の解散にあたって

大野郡5町2村合併協議会会長 芦刈 幸雄



大野郡5町2村におけるこれまでの合併の取組みを顧みますと、平成12年12月の大分県市町村合併推進要綱の公表を受け、平成13年3月26日に大野郡市町村合併研究協議会を設立、平成14年4月1日の大野郡6町2村任意合併協議会の発足、その後発展的に改組し、平成15年3月1日に本協議会が設立されました。以来、26回にも及ぶ協議会を開催し、「豊後大野市」の誕生に向け、真摯な議論を重ねてまいりました。

この間、合併協議の中断等、紆余曲折はございましたが、協定項目52項目、71案件の全てが確認され、その後の合併準備会において合併までに調整すべき約2600もの項目が順調に調整・確認されましたことに対し、これまでご支援、ご協力を賜りました本協議会の委員を初め、関係する皆様衷心より感謝とお礼を申し上げます。

これまで何十年の間、生まれ、育った町や村が合併によってなくなることへの不安や寂しさを感じられる住民の方々も多くいらっしゃると思いますが、大野郡5町2村が今日まで培ってきた歴史、文化、人材等、まちづくりの財産は「豊後大野市」へと確実に引き継がれていくものと確信しております。大野郡5町2村の合併は、それぞれの町村の終焉ではなく、「豊後大野市」の誕生によって新たな歴史を刻むとともに、今後の地域づくりの出発点であることを意味するものであります。

来る3月31日の「豊後大野市」の誕生を機に、今後はまちづくりのテーマである「豊かな自然と文化を未来につなぐやすらぎ交流都市」の創造に向け、市民の皆様と行政とが緊密に連携する、いわゆる「協働のまちづくり」に努めていかなければなりません。

そのため、21世紀にふさわしい未来輝く「豊後大野市」の発展に向け、協議会委員はもとより多くの皆様がまちづくりに積極的にご参画賜りますようお願い申し上げます。

平成17年3月31日、いよいよ『豊後大野市』が誕生します。このことに伴い、当協議会は3月30日に解散し、その業務を終えます。新市発足後、合併に関する業務は、豊後大野市総務部合併プロジェクト室にて行うこととなりますので、3月31日以降の合併に関するお問い合わせは、同室へお願いします。

豊後大野市総務部合併プロジェクト室

豊後大野市役所(旧三重町役場)2階 TEL 0974-22-1001(内線2061・2062)

編集・発行／大野郡5町2村合併協議会 TEL 0974-26-4139 FAX 0974-26-4148